

宿泊税の制度設計



2018年10月31日

福岡県商工部観光局観光政策課

【宿泊税の制度設計①】宿泊税導入自治体における税率等一覧

課税団体	東京都	大阪府		京都市	金沢市
		H29年1月 条例施行時	H30年9月議会 改正条例		
税率	一人一泊について宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満 100円 ②1万5千円以上 200円	一人一泊について宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満 100円 ②1万5千円以上2万円未満 200円 ③2万円以上 300円	一人一泊について宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満 100円 ②1万5千円以上2万円未満 200円 ③2万円以上 300円	一人一泊について宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万5千円以上5万円未満 500円 ③5万円以上 1,000円	一人一泊について宿泊料金が ①2万円未満 200円 ②2万円以上 500円
～7千円	非課税	非課税	非課税	200円	200円
～1万円	非課税	非課税	100円	200円	200円
～1.5万円	100円	100円	100円	200円	200円
～2万円	200円	200円	200円	200円	200円
～5万円	200円	300円	300円	500円	500円
5万円～	200円	300円	300円	1,000円	500円
税収	約25億円 (H30当初予算ベース)	約8億円 (H30当初予算ベース)		約46億円	約7億円

【宿泊税の制度設計②】宿泊税を課する主体について

- ① 観光は一つの市町村にとどまらず、行政の区域を越えて、県内を広く周遊するといった広域性がある。
- ② 全国知事会地方税財政常任委員会「新しい地方税源と地方税制を考える研究会報告書」において、下記のとおり報告されている。
- ③ 財政力の弱い市町村における観光振興の取組みを支援し、県全体の観光を底上げするためにも、県が新たな観光振興財源を確保した上で市町村を支援することが、広域自治体としての県の役割である。

全国知事会地方税財政常任委員会

新しい地方税源と地方税制を考える研究会 報告書(平成30年5月) (抜粋)

4 新しい税源についての方向性

(1) 観光客増加と更なる観光客誘致への対応

② 宿泊行為に対する課税に向けた検討

ハ 課税の方式について

地方税法に定める法定税又は法定任意税として新税を創設し、課税する場合には、観光施策における都道府県と市町村の役割分担等を踏まえ、都道府県税にするか市町村税にするかの整理が必要である。その際、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係や、消費税・地方消費税創設以降の特別地方消費税等における対応、税源の偏在性の存在等を考慮すると、都道府県税として賦課・徴収した上で、その一部を一定の基準に基づき市町村交付金として配分する方法や、国税として国が賦課・徴収し、地方譲与税として一定の基準に基づき都道府県・市町村に譲与するなど地方共同の税財源として位置付けることも考えられる。なお、観光振興が用途の一つになっている入湯税(市町村税)との関係にも留意する必要がある。

➡ 「宿泊税」については、上記考え方に基づき、都道府県税として賦課・徴収した上で、その一部を一定の基準に基づき、地域の実情に応じた創意工夫を活かせる市町村交付金として配分することが適当ではないか。

【宿泊税の制度設計③】納税義務者

先行自治体の制度

自治体名	納税義務者	課税標準	課税免除
東京都	旅館業法に規定するホテル、旅館の宿泊者	ホテル又は旅館における宿泊数	なし
大阪府	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設(特区民泊)の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊における宿泊数	なし
京都市	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊)の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊における宿泊数	修学旅行等の学校行事(大学を除く)に係る宿泊
金沢市	旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅(民泊)の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊における宿泊数	なし

納税義務者(案)

**ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊(以下「宿泊事業者等」という。)の宿泊者を対象とする。
(課税免除の対象については慎重に検討を行う。)**

<考え方>

- ① 宿泊客は、宿泊施設の形態に関わらず行政サービスを一定程度享受していることから、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としないことは、公平性の観点から適切ではない。
- ② 本検討会議において、「宿泊税を導入する場合、民泊も含め不公平感のない形にしてほしい」という意見が出されている。
- ③ 課税免除の対象については、先行自治体において対応が異なっており、宿泊事業者等にとっての事務負担等も考慮に入れ、慎重に検討することが必要。

【宿泊税の制度設計④】免税点

先行自治体の制度

自治体名	免税点 (※一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額)
東京都	1万円
大阪府	1万円
京都市	なし
金沢市	なし

免税点(案)

免税点は設けない。

<考え方>

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当。
- ② 宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。

【宿泊税の制度設計⑤】税率

先行自治体の税率

自治体名	税率	税収
東京都	10,000円以上～15,000円未満:100円 15,000円～:200円	約25億円(H30当初予算ベース)
大阪府	10,000円以上～15,000円未満:100円 15,000円以上～20,000円未満:200円 20,000円～:300円	約8億円(H30当初予算ベース)
京都市	～20,000円未満:200円 20,000円以上～50,000円未満:500円 50,000円～:1,000円	約46億円
金沢市	～20,000円未満:200円 20,000円～:500円	約7億円

税率(税率区分)(案)

税率区分は設けない。

<考え方>

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、一律の税率で課税し公平性を確保することが適当。
- ② 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等にとって簡素な制度とすることが望ましい。

【宿泊税の制度設計⑤】税率

税率(案)

一律200円とする。

<財政需要>

福岡県の観光振興に必要な新たな施策に要する事業規模(見込)は、年間約36億円

<税収見込>

$$200円 \times 1,800万人泊(※) = 36億円/年$$

※H29年の延べ宿泊者数約1,700万人泊に①今後の宿泊者数の増加見込み、②訪日外国人の民泊における宿泊者数推計を加味したもの

<考え方>

- ① 新たな観光振興施策に要する事業規模(約36億円)を確保することが可能。
- ② 東京都及び大阪府の最低税率(100円)や京都市及び金沢市の最低税率(200円)と比較し、納税者にとって過重な負担ではないと考えられる。

【宿泊税の制度設計⑥】徴収方法、特別徴収義務者及び課税を行う期間

徴収方法(案)

徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とする。

<考え方>

全ての宿泊税導入先行自治体において、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。個々の宿泊者から徴収することは困難であり、宿泊事業者等による特別徴収以外は現実的ではない。

	東京都	大阪府	京都市	金沢市
徴収方法	特別徴収 (特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する)	同左	同左	同左

課税を行う期間(案)

税制度のあり方について、5年ごとに慎重に検証する。(ただし制度開始当初は3年程度で検証する。)

<考え方>

全ての宿泊税導入先行自治体の宿泊税条例において、5年ごとに税制度のあり方の検討を実施する規定がある。本検討会議においても、「税を導入するのであれば期限がある制度とすることが望ましい」という意見が出されている。京都市では、条例施行後の状況を早急に把握し、適切に対応するため、早期に検証することとされている。

	東京都	大阪府	京都市	金沢市
税制度のあり方についての検討	5年ごと	同左	同左	同左

【宿泊税の制度設計⑦】法定外税の新設等の手続

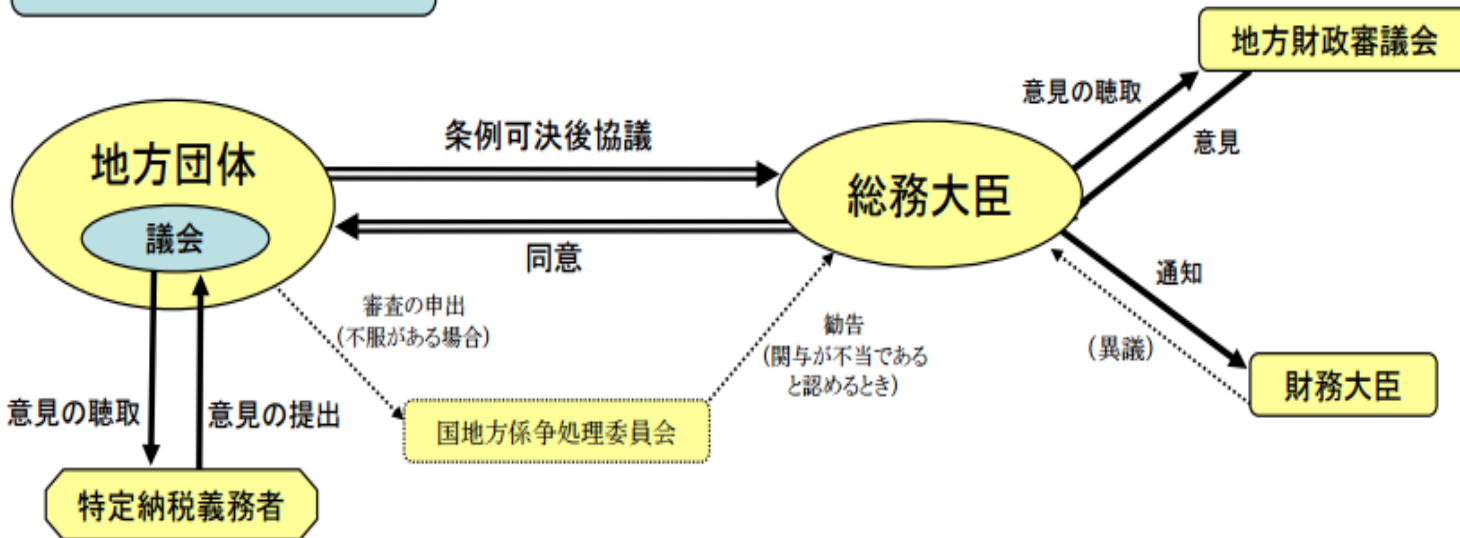
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

【宿泊税の制度設計⑧】

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等

(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

1. 地方税法に定める非課税規定について

地方税法においては、法定外税に係る非課税の範囲が以下のとおり定められているので、これらとの関係に十分留意するものとする。

- (1) 当該地方公共団体外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生じる収入
- (2) 当該地方公共団体外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生じる収入
- (3) 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの(労働基準法又は船員法の規定によって給付を受ける災害補償)

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、①法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、②税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その③税収入を確保できる税源があること、その④税収入を必要とする財政需要があること、⑤公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、⑥徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

【宿泊税の制度設計⑨】総務省留意事項等通知を踏まえた検討事項に係る整理

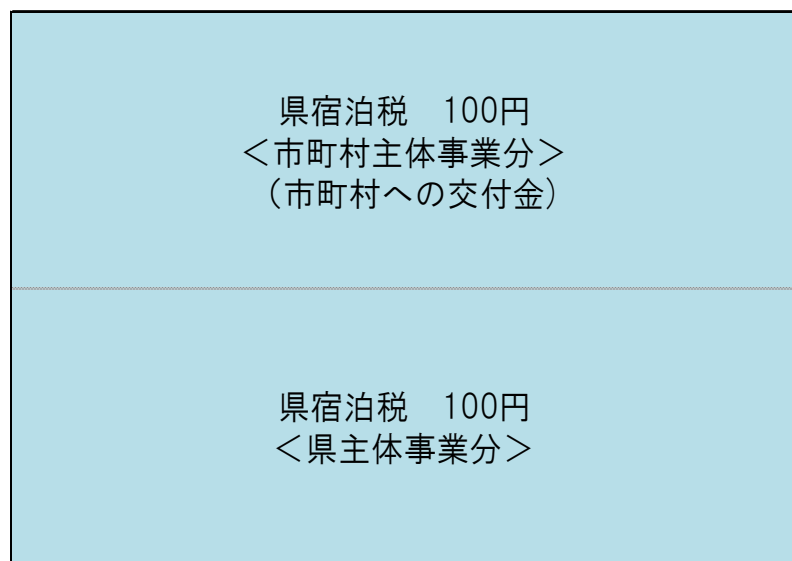
検討事項	説明資料
①法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか	資料4【観光振興財源確保策の比較検討①】、 資料4【観光振興財源確保策の比較検討②】で整理
②税以外により適切な手段がないか	資料4【観光振興財源確保策の比較検討②】で整理
③税収入を確保できる税源があるか	資料4【観光振興財源確保策の比較検討②】で整理
④税収入を必要とする財政需要があるか	資料3で整理
⑤公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないか	資料【宿泊税の制度設計③】、 資料【宿泊税の制度設計④】、 資料【宿泊税の制度設計⑤】で整理
⑥徴収方法、課税を行う期間等十分な検討を行ったか	資料【宿泊税の制度設計⑥】で整理

【宿泊税の制度設計⑩】課税自主権に基づき市町村が宿泊税を導入する場合について

宿泊税については、【宿泊税の制度設計②】において、本県が都道府県税として賦課・徴収した上で、その一部を一定の基準に基づき市町村交付金として配分することについて整理したところである。市町村交付金については、下図左側で示す、税金の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討することが必要。

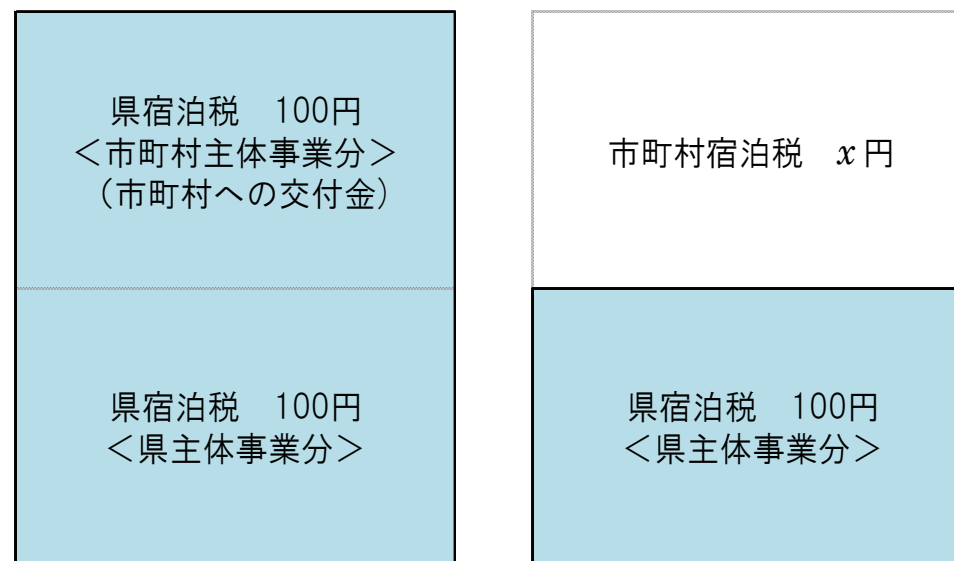
今後、課税自主権に基づき市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担が生じないように、例えば、下図右側で示すように当該市町村内では、県主体事業分の金額のみ徴収することとした上で、当該市町村には交付金を配分しないなどといった特例措置を設定するなど、慎重に検討することが必要。

原則



福岡県税：200円／人・泊

例外（市町村が課税する場合：不均一課税）＜参考案＞



当該市町村以外
福岡県税：200円／人・泊

当該市町村内
福岡県税：100円／人・泊

全国知事会地方税財政常任委員会 新しい地方税源と地方税制を考える研究会 報告書(平成30年5月) (抜粋)

4 新しい税源についての方向性

(1) 観光客増加と更なる観光客誘致への対応

② 宿泊行為に対する課税に向けた検討

ハ 課税の方式について

地方税法に定める法定税又は法定任意税として新税を創設し、課税する場合には、観光施策における都道府県と市町村の役割分担等を踏まえ、都道府県税にするか市町村税にするかの整理が必要である。その際、①観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係や、②消費税・地方消費税創設以降の特別地方消費税等における対応、③税源の偏在性の存在等を考慮すると、都道府県税として賦課・徴収した上で、その一部を一定の基準に基づき市町村交付金として配分する方法や、国税として国が賦課・徴収し、地方譲与税として一定の基準に基づき都道府県・市町村に譲与するなど地方共同の税財源として位置付けることも考えられる。なお、観光振興が用途の一つになっている入湯税(市町村税)との関係にも留意する必要がある。

<参考資料②>

県内市町村における観光入込客数と宿泊客数の比較

(①観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係1)

市町村名	観光入込客数 (A)	単位:千人、%	
		うち宿泊客数 (B)	宿泊客数比率 (B)÷(A)
1 北九州市	25,433	3,790	14.9%
2 福岡市	20,500	7,270	35.5%
3 大牟田市	1,401	98	7.0%
4 久留米市	5,367	443	8.3%
5 直方市	972	67	6.9%
6 飯塚市	1,914	70	3.7%
7 田川市	613	36	5.9%
8 柳川市	1,316	52	4.0%
9 八女市	1,965	75	3.8%
10 筑後市	1,039	75	7.2%
11 大川市	793	45	5.7%
12 行橋市	275	28	10.2%
13 豊前市	2,344	3	0.1%
14 中間市	56	0	0.0%
15 小郡市	789	0	0.0%
16 筑紫野市	1,919	79	4.1%
17 春日市	340	11	3.2%
18 大野城市	364	19	5.2%
19 宗像市	6,946	359	5.2%
20 太宰府市	9,126	44	0.5%
21 古賀市	651	0	0.0%
22 樺津市	5,622	7	0.1%
23 うきは市	2,229	36	1.6%
24 宮若市	1,030	77	7.5%
25 嘉麻市	1,046	3	0.3%
26 朝倉市	3,167	433	13.7%
27 みやま市	676	2	0.3%
28 糸島市	6,329	117	1.8%
29 那珂川町	308	6	1.9%
30 宇美町	1,113	0	0.0%
31 篠栗町	1,891	138	7.3%
32 志免町	5	0	0.0%
33 須恵町	47	0	0.0%
34 新宮町	383	0	0.0%
35 久山町	498	50	10.0%
36 粕屋町	29	0	0.0%
37 芦屋町	634	19	3.0%
38 水巻町	156	0	0.0%
39 岡垣町	350	9	2.6%
40 遠賀町	84	0	0.0%
41 小竹町	43	0	0.0%
42 鞍手町	358	0	0.0%
43 桂川町	14	1	7.1%
44 筑前町	1,616	120	7.4%
45 東峰村	703	14	2.0%
46 大刀洗町	44	0	0.0%
47 大木町	400	0	0.0%
48 広川町	177	0	0.0%
49 香春町	336	0	0.0%
50 添田町	896	140	15.6%
51 糸田町	344	0	0.0%
52 川崎町	252	1	0.4%
53 大任町	1,173	1	0.1%
54 赤村	312	8	2.6%
55 福智町	615	2	0.3%
56 苅田町	344	175	50.9%
57 みやこ町	1,229	3	0.2%
58 吉富町	21	10	47.4%
59 上毛町	1,205	7	0.6%
60 築上町	678	13	1.9%
計	120,480	13,956	11.6%



市町村名	観光入込客数 (A)	単位:千人、%	
		うち宿泊客数 (B)	宿泊客数比率 (B)÷(A)
1 苅田町	344	175	50.9%
2 吉富町	21	10	47.4%
3 福岡市	20,500	7,270	35.5%
4 添田町	896	140	15.6%
5 北九州市	25,433	3,790	14.9%
6 朝倉市	3,167	433	13.7%
7 行橋市	275	28	10.2%
8 久山町	498	50	10.0%
9 久留米市	5,367	443	8.3%
10 宮若市	1,030	77	7.5%
11 筑前町	1,616	120	7.4%
12 篠栗町	1,891	138	7.3%
13 筑後市	1,039	75	7.2%
14 桂川町	14	1	7.1%
15 大牟田市	1,401	98	7.0%
16 直方市	972	67	6.9%
17 田川市	613	36	5.9%
18 大野城市	793	45	5.7%
19 大野城市	364	19	5.2%
20 宗像市	6,946	359	5.2%
21 筑紫野市	1,919	79	4.1%
22 柳川市	1,316	52	4.0%
23 八女市	1,965	75	3.8%
24 飯塚市	1,914	70	3.7%
25 春日市	340	11	3.2%
26 芦屋町	634	19	3.0%
27 岡垣町	350	9	2.6%
28 赤村	312	8	2.6%
29 奥峰村	703	14	2.0%
30 那珂川町	308	6	1.9%
31 篠上町	678	13	1.9%
32 糸島市	6,329	117	1.8%
33 うきは市	2,229	36	1.6%
34 上毛町	1,205	7	0.6%
35 太宰府市	9,126	44	0.5%
36 川崎町	252	1	0.4%
37 福智町	615	2	0.3%
38 みやま市	676	2	0.3%
39 嘉麻市	1,046	3	0.3%
40 みやこ町	1,229	3	0.2%
41 豊前市	2,344	3	0.1%
42 樺津市	5,622	7	0.1%
43 大任町	1,173	1	0.1%
44 中間市	56	0	0.0%
45 小郡市	789	0	0.0%
46 古賀市	651	0	0.0%
47 宇美町	1,113	0	0.0%
48 志免町	5	0	0.0%
49 須恵町	47	0	0.0%
50 新宮町	383	0	0.0%
51 粕屋町	29	0	0.0%
52 水巻町	156	0	0.0%
53 遠賀町	84	0	0.0%
54 小竹町	43	0	0.0%
55 鞍手町	358	0	0.0%
56 大刀洗町	44	0	0.0%
57 大木町	400	0	0.0%
58 広川町	177	0	0.0%
59 香春町	336	0	0.0%
60 糸田町	344	0	0.0%
計	120,480	13,956	11.6%

(出典:平成28年福岡県観光入込客推計調査)

<参考資料③>

福岡県の人気観光地ランキング

(①観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係2)

	トリップアドバイザー 「福岡県 観光」ランキング	場所
1	北九州市立いのちのたび博物館	北九州市
2	北九州市河内藤園	北九州市
3	南蔵院	篠栗町
4	宮地嶽神社	福津市
5	大濠公園	福岡市
6	海の中道海浜公園	福岡市
7	宗像大社 神宝館	宗像市
8	太宰府天満宮	太宰府市
9	九州鉄道記念館	北九州市
10	櫛田神社	福岡市
11	柳川川下り	柳川市
12	能古島	福岡市
13	マリワールド海の中道	福岡市
14	筥崎宮	福岡市
15	竈門神社	太宰府市
16	舞鶴公園	福岡市
17	福岡市博物館	福岡市
18	九州国立博物館	太宰府市
19	志賀島	福岡市
20	関門海峡	北九州市

※駅、公共交通機関を除いている。

※10月15日時点



2 (2) Facebook閲覧数ランキング(平成30年6~8月)

・最新のイベント情報や旬な観光情報が投稿されているFacebookページ(福岡県観光連盟「クロスロードふくおか」)の6~8月の閲覧数ランキング

注: タイトル横の () の日付は、掲載開始日

1 **久大本線** 2018年7月14日 全線運転再開! (7/13) 閲覧数: 24,836

2 **柳川市 夏の納涼船 灯り舟の運行** (7/25) 閲覧数: 19,713

3 **朝倉市・東峰村 「行こうよ夏!九州」** (8/7) 閲覧数: 5,888

4 **柳川市 第20回有明海花火フェスタ** (8/25) 閲覧数: 5,556

5 **観光で西日本を元気に!! 「11府県ふっこう周遊割」が開始** (8/29) 閲覧数: 5,389

6 **久留米市 筑後川花火大会** (8/5) 閲覧数: 4,150

7 **朝倉市 三連水車** (6/17) 閲覧数: 3,900

8 **「名探偵コナン 北九州・光と海のミステリーツアー」PR** (7/20) 閲覧数: 3,405

9 **福岡市東区 恵光院 菩提樹** (6/3) 閲覧数: 3,182

10 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

11 **福岡市博物館** (6/3) 閲覧数: 3,157

12 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

13 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

14 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

15 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

16 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

17 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

18 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

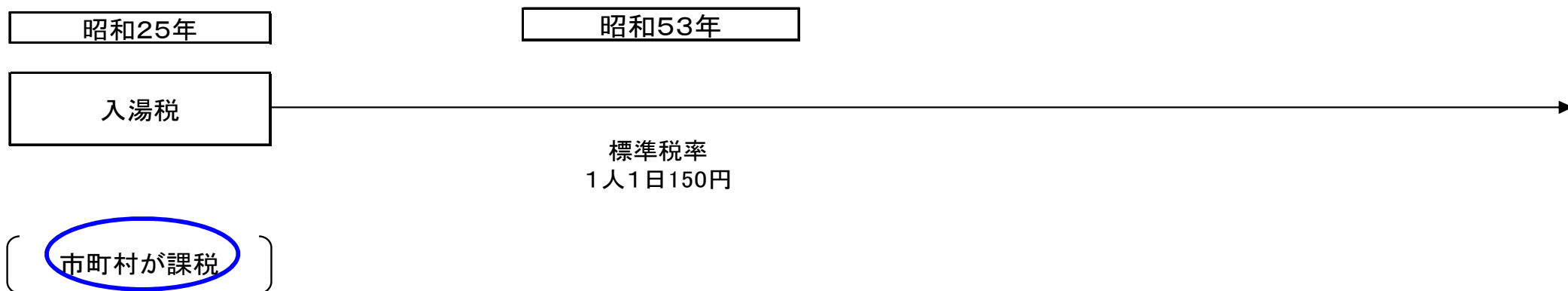
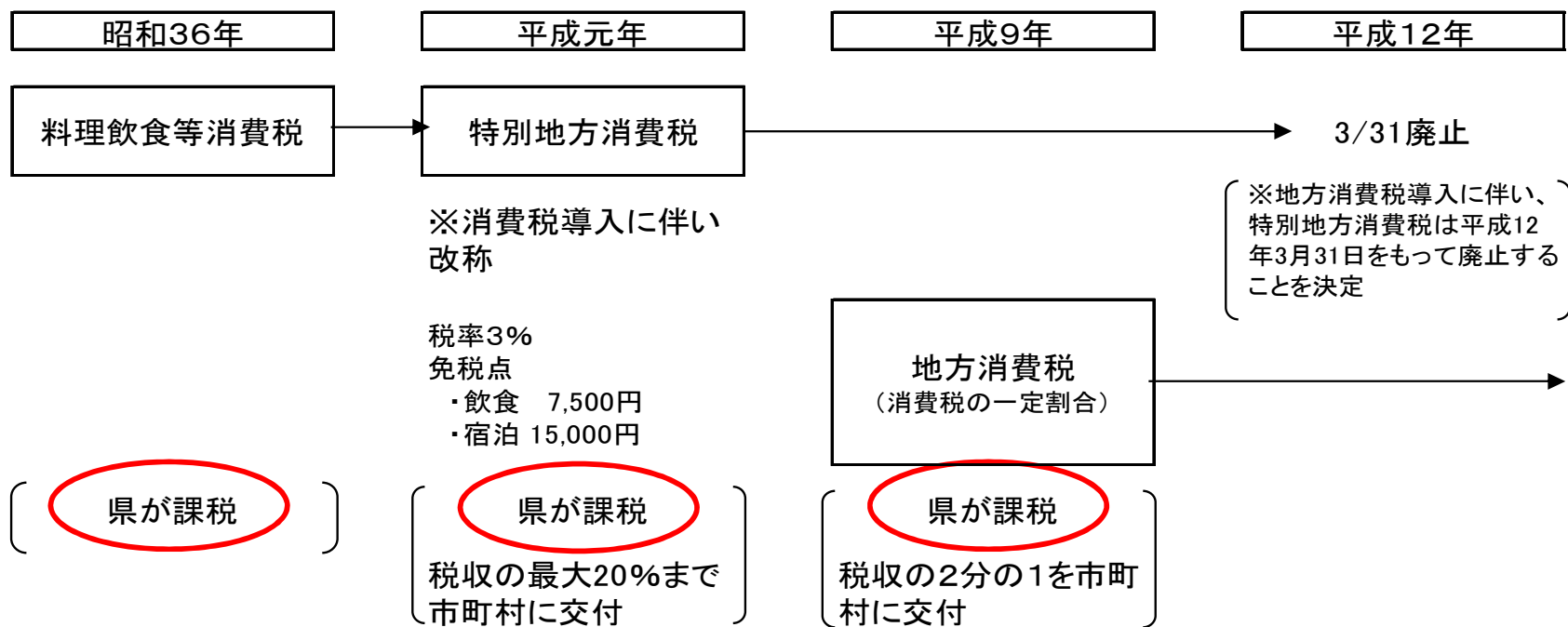
19 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

20 **福岡市 博多祇園山笠** (7/14) 閲覧数: 3,157

注: 2018年6月~8月に「クロスロードふくおか」Facebookページが投稿したポストのインプレッション数を先に集計。8月下旬に投稿された記事については、集計期間が短いためアクセス数が少なくカウントされる。

<参考資料④>

(②消費税・地方消費税創設以降の特別地方消費税等における対応)



(③税源の偏在性の存在)

平成30年度(当初算定)財政指標

(単位:千円)

	財政力指数	標準税収入額等	標準財政規模
北九州市	0.722	186,917,567	279,497,375
福岡市	0.889	346,062,531	418,760,021
大牟田市	0.528	15,915,998	27,552,539
久留米市	0.667	45,424,003	68,537,752
直方市	0.563	7,508,485	13,064,504
飯塚市	0.504	17,131,020	32,913,110
田川市	0.434	6,121,653	12,939,908
柳川市	0.458	7,969,171	16,354,475
八女市	0.391	8,199,651	19,740,014
筑後市	0.664	7,101,222	10,431,388
大川市	0.526	4,481,052	8,106,711
行橋市	0.657	9,236,592	13,914,575
豊前市	0.516	3,815,708	6,858,070
中間市	0.444	4,576,095	9,536,384
小郡市	0.673	7,961,891	11,632,181
筑紫野市	0.789	14,552,908	18,909,776
春日市	0.749	14,324,371	19,372,414
大野城市	0.816	14,997,310	18,881,884
宗像市	0.605	12,009,124	19,559,759
太宰府市	0.682	9,123,617	13,465,743
古賀市	0.700	8,252,102	11,609,671
福津市	0.568	7,695,319	13,009,871
うきは市	0.379	3,683,680	8,838,180
若麻市	0.602	5,986,655	9,147,026
嘉麻市	0.273	3,812,920	12,612,239
朝倉市	0.537	8,369,829	14,944,925
みやま市	0.420	4,619,392	10,349,590
糸島市	0.562	11,715,298	20,062,973
那珂川町	0.742	6,831,677	9,042,015
宇美町	0.604	4,459,161	7,213,729
篠栗町	0.589	3,706,510	6,008,933
志免町	0.747	6,358,394	8,592,412
須恵町	0.615	3,580,953	5,548,338
新宮町	0.884	5,445,546	6,335,845
久山町	0.848	2,566,333	2,940,408
粕屋町	0.865	7,337,529	8,714,789
芦屋町	0.385	1,525,801	3,690,946
水巻町	0.537	3,162,113	5,719,774
岡垣町	0.553	3,581,740	6,323,415
遠賀町	0.604	2,526,844	4,131,252
小竹町	0.345	1,049,651	2,691,110
鞍手町	0.474	2,320,481	4,646,709
桂川町	0.408	1,467,558	3,270,888
筑前町	0.472	3,698,637	7,481,662
東峰村	0.127	205,749	1,381,392
大刀洗町	0.467	1,905,927	3,760,703
大木町	0.522	1,773,065	3,242,010
広川町	0.636	2,993,542	4,551,032
香春町	0.335	1,152,455	3,097,860
添田町	0.224	929,818	3,544,623
糸田町	0.235	728,546	2,721,306
川崎町	0.309	1,685,199	4,808,733
大任町	0.199	547,805	2,372,200
赤村	0.166	273,413	1,401,901
福智町	0.264	2,110,233	7,211,945
知田町	1.207	9,390,398	9,390,398
みやこ町	0.372	2,603,492	6,631,388
吉富町	0.415	935,099	2,064,313
上毛町	0.290	927,724	3,109,037
築上町	0.342	2,097,390	5,670,522
大都市計	0.806	532,980,098	698,257,396
26市計	0.566	264,585,066	442,345,662
32町村計	0.493	89,878,783	157,311,588
58市町村計	0.526	354,463,849	599,657,250
60市町村計	0.535	887,443,947	1,297,914,646

※財政力指数:
地方公共団体の財政力を示す指数で、標準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

※標準税収入額:
地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。具体的には、法定普通税の標準税額の合計をいう。

※標準財政規模:
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。